

# 《議題 1》資料 1（議題説明資料）

## 飲食の届出制度の見直しに係る方向性について

「県土整備部における不適正事案に係る検討会議」からの提言を踏まえて「千葉県コンプライアンス推進本部」で決定した「今後の再発防止に向けた取組方針」において、千葉県職員倫理規則に定める利害関係者との飲食の届出制度に関し、自己負担等により利害関係者と飲食を行う場合に金額による基準を設けない等としたことから、この方針に沿った形で利害関係者との飲食の届出制度を見直す予定である。

### 1 現行の届出制度の目的・概要

- 自己の飲食に要する費用を自己又は利害関係者以外の第三者が負担する場合には、利害関係者との飲食は禁止されていないが、1万円を超えるような高額な飲食は、その形態によっては、接待を受けていると誤解される可能性も否定できないことから、原則として事前に届出をさせることにより倫理監督者に対して当該飲食の事実を明らかにし、職員の行動に係る透明性を確保することを目的としている。
- ただし、「多数の者が出席する立食パーティーにおける飲食」や「私的な関係がある利害関係者との飲食」については、県民の疑惑や不信を招くおそれはないと考えられることから、届出の対象から除外されている。

### 2 検討会議からの提言及び今後の取組方針の内容

提言	<ul style="list-style-type: none"><li>○ （利害関係者との飲食について）より透明性を高め、不適切な関係につながらないよう、1万円以下の場合についても届出の対象とするよう見直しを図るべきである。</li><li>○ 不適切な関係につながる可能性が低い飲食や透明性の確保されている飲食を届出の対象から除外することや、より事務負担が少ない提出方法を認めること等により、職員及び利害関係者双方の負担を軽減し、制度の実効性を確保する方法を検討すべきである。</li></ul>
取組方針	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 自己負担等により利害関係者と飲食を行う場合の届出の対象について、現在「自己の飲食に要する費用が1万円を超えるもの」としているところを、金額による基準を設けないこととする。</li><li>○ 利害関係者との飲食のうち、不適切な関係につながるリスクの低いものは届出の対象外とし、また実効性を確保するため、より簡便な届出の方法を導入する。</li></ul>

### 3 届出制度の見直しに係る方向性（職員倫理規則第10条の改正内容）

(1) **金額基準の撤廃**：「自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは」という記載の削除

(2) **届出の対象から除外する事由の追加**

- 利害関係者との必要な情報交換が阻害されることを防止するとともに、制度の実効性を確保するため、透明性が確保されているなど、利害関係者との不適切な関係につながるリスクの低い飲食は、届出の対象から除外し、職員の事務負担を軽減する。

# 《議題 1》資料 1（議題説明資料）

○ 届出の対象から除外することを検討している事由及びその理由は、下表のとおり。

事由	理由
①県又は県に事務局を置く法人その他の団体が主催する会合での飲食	当該会合における飲食の内容を決定するに当たり、県が組織的に関与しており、 <u>透明性が確保されていることから、利害関係者との不適切な関係につながるリスクが低い</u> ため。
②事業者等で構成される法人その他の団体（営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体は除く。）の総会等の会議又は講演会等の会合（職員が職務として出席する当該会議又は会合に限る。）に付随して当該団体により開催される会合での飲食	事業者等で構成される団体（業界団体等）の総会等や講演会等に付随して開催される会合は、特定の構成員のために開催されるものではなく、また、職員が職務として当該団体の総会等や講演会等に出席する場合は、その後の飲食も含めて、公務又は公務に準じたものと捉えられ、組織として職員の参加を把握しており、 <u>透明性も確保されていることから、特定の利害関係者との不適切な関係につながるリスクが低い</u> ため。
③多数の者が出席する立食パーティーにおける飲食【現在も届出の対象から除外】	職員は多数の出席者の目にさらされていることから、当該会合での飲食により <u>特定の利害関係者との不適切な関係につながるリスクが低い</u> ため。
④勤務時間内における飲食	利害関係者と出張中に昼食を共にする場合等、勤務時間内における飲食は、時間も短く、飲酒も伴わないことが通常であることから、 <u>利害関係者との不適切な関係につながるリスクが低い</u> ため
⑤市町村職員等と共にする飲食（国家公務員も含む。）	市町村職員等の公務員は、①飲食を通じて県職員と不適切な関係を構築してまで、所属団体に利益となるような行為を要求するインセンティブは低く、②民間企業の役員・従業員とは異なり、住民からの一定の監視が及んでいると考えられることから、 <u>不適切な関係につながるリスクが低い</u> ため
⑥私的関係がある利害関係者と共にする飲食【現在も届出の対象から除外】	職員としての身分にかかわらない関係のある者との間で相手方の負担によらず行われる飲食は、私的な関係に基づく付き合いと評価できるものであり、 <u>不適切な関係につながるリスクが低い</u> ため。
⑦公費を支出する飲食	利害関係者との飲食をする場合の費用に公費が支出される場合は、当該飲食に係る公費の支出を決定する時点で県が組織として関与しており、 <u>透明性が確保されていることから、不適切な関係につながるリスクが低い</u> ため

※上記以外に、「公社等の県の外郭団体の役職員との飲食」についても検討したが、外郭団体は県から独立して事業を実施する団体であり、県の関与の程度も団体によって様々であることから、一律に届出の対象から除外することは不適当と考える。ただし、上記②に該当する場合には除外対象となる他、外郭団体の役員である県職員が当該団体の会合で当該団体の役員と飲食をする場合、県職員が外郭団体に出向中の職員と飲食をする場合等は、「利害関係者との飲食」とはみなさないことにより、届出の対象を限定することとしたい。